



市内の介護事業所における訪問介護員(ヘルパー)を確保するため、介護職員初任者研修を修了し、6か月以上勤務している方を対象として、受講費用の一部を予算の範囲内で補助します。

## 1 補助対象者

次の要件を全て満たす方を対象とします。

- ① 介護職員初任者研修を修了し、かつ、研修修了日の翌日から1年以内の方
- ② 訪問介護員として、市内の訪問介護事業所等(※)で6か月以上勤務し、現在も勤務している方
- ③ 研修受講費用を完納している方
- ④ 研修費用について他に公的な助成を受けていない方(受ける予定がない方)

※訪問介護事業所等

訪問介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

## 2 補助金額

**研修費用(受講費及び教材費等)の半額** (1,000円未満の端数は切り捨て)

ただし、**上限40,000円**

(例) 研修費用が75,000円の場合、 $75,000円 \times 1/2 = 37,500円$

→ 1,000円未満を切り捨てるため、補助金額は37,000円

※就業する事業所等から研修費用の助成を受ける場合は、「研修費用から助成額を引いた額」と「研修費用の半額」を比較して少ない方の額を補助金額とします(上限40,000円)。

## 3 申請時の提出書類

- ① 旭川市介護職員初任者研修受講費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 研修を修了したことを証する書類の写し(修了証明書等)
- ③ 研修受講費等の領収書の写し
- ④ 就業証明書(様式第2号)  
※就業先に発行を依頼してください。発行日から1か月以内のものに限ります。
- ⑤ 就業する事業所等から助成を受けた(又は受ける予定である)金額が確認できる書類

※事業所等から助成を受けている場合のみ添付してください。



①④の様式は市のホームページからダウンロードすることができます。

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/160/171/d079907.htm>

## 4 申請方法

### (1) 電子申請フォームから申請

市のホームページ内の電子申請フォームにおいて、必要事項を入力し、提出書類を添付(アップロード)することで申請できます。

URL : <https://logoform.jp/form/iLZf/624545>



### (2) 郵送又は窓口で申請

提出書類を全て揃え、郵送又は窓口で提出してください。

【送付先(受付窓口)】

〒070-8525 旭川市7条通9丁目

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係 (旭川市総合庁舎2階 14番窓口)

## 5 申請受付期間

令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)まで

※予算がなくなり次第募集を終了します。

### 補助金交付申請の流れ

#### 1 書類の準備

申請時点で対象要件を全て満たすことを確認の上、提出書類を準備してください。  
※ 予算の範囲内で助成します。要件を満たす人は早めに申請してください。



#### 2 交付申請

書類が準備でき次第、申請フォーム・郵送・窓口持参のいずれかの方法で提出してください。  
※ 提出書類が揃った順に受付します。不備があった場合は受付できないため、内容をよく御確認ください。



#### 3 交付決定・口座振込

申請書の審査後、補助金交付決定通知書を郵送します。  
口座への振込は申請から2～3週間程度かかります。

### 〈お問合せ〉

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎2階

電話:25-9797 FAX:29-6404